

議案第23号

米原市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例について

米原市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて議会の議決を求める。

平成29年3月6日提出

米原市長 平尾道雄

提案理由

市民の利便の向上および事務の効率化を図るため、保育料の徴収猶予または保育料の減額もしくは免除に関する事務において個人番号を利用すること、および行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の一部改正に伴い、所要の規定を整備するため、この案を提出するものである。

米原市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

米原市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（平成27年米原市条例第41号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

米原市個人番号の利用に関する条例

別表第1 市長の項に次のように加える。

米原市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の保育料等に関する条例（平成27年米原市条例第4号）による保育料の徴収猶予または保育料の減額もしくは免除に関する事務であって規則で定めるもの
--

別表第2 市長の部生活に困窮する外国人に対する保護の決定および実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還または徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるものの項の次に次のように加える。

米原市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の保育料等に関する条例による保育料の徴収猶予または保育料の減額もしくは免除に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (2) 住民票関係情報であって規則で定めるもの
---	--

別表第2 市長の部児童福祉法による負担能力の認定または費用の徴収に関する事務であって規則で定めるものの項の次に次のように加える。

身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置または費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
--	-------------------------

別表第2 市長の部公営住宅法（昭和26年法律第193号）による公営住宅の管理に関する事務であって規則で定めるものの項の次に次のように加える。

知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置または	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
---	-------------------------

費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	
-------------------------	--

付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第2の改正規定（米原市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の保育料等に関する条例による保育料の徴収猶予または保育料の減額もしくは免除に関する事務であって規則で定めるものの項を加える改正規定を除く。）は、平成29年5月30日から施行する。

米原市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例新旧対照表

改正後			現 行		
米原市個人番号の利用に関する条例			米原市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例		
本則 略			本則 略		
別表第1（第4条関係）			別表第1（第4条関係）		
執行機関	事務		執行機関	事務	
市長	略		市長	略	
	生活に困窮する外国人に対する保護の決定および実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還または徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの			生活に困窮する外国人に対する保護の決定および実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還または徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	
	米原市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の保育料等に関する条例（平成27年米原市条例第4号）による保育料の徴収猶予または保育料の減額もしくは免除に関する事務であって規則で定めるもの				
別表第2（第4条関係）			別表第2（第4条関係）		
執行機関	事務	特定個人情報	執行機関	事務	特定個人情報
市長	略		市長	略	
	生活に困窮する外国人に対する保護の決定および実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還または徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの			生活に困窮する外国人に対する保護の決定および実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還または徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	

米原市特定教育・保育施設および 特定地域型保育事業の保育料等 に関する条例による保育料の徴 収猶予または保育料の減額もし くは免除に関する事務であって 規則で定めるもの	(1) 地方税関係情報であって 規則で定めるもの (2) 住民票関係情報であって 規則で定めるもの
略	
児童福祉法による負担能力の認 定または費用の徴収に関する事 務であって規則で定めるもの	略
身体障害者福祉法による障害福 祉サービス、障害者支援施設等へ の入所等の措置または費用の徴 収に関する事務であって規則で 定めるもの	外国人生活保護関係情報であっ て規則で定めるもの
略	
公営住宅法（昭和26年法律第193 号）による公営住宅の管理に関す る事務であって規則で定めるも の	略
知的障害者福祉法による障害福 祉サービス、障害者支援施設等へ の入所等の措置または費用の徴 収に関する事務であって規則で 定めるもの	外国人生活保護関係情報であっ て規則で定めるもの

略	
児童福祉法による負担能力の認 定または費用の徴収に関する事 務であって規則で定めるもの	略
略	
公営住宅法（昭和26年法律第193 号）による公営住宅の管理に関す る事務であって規則で定めるも の	略

略

略

付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第2の改正規定（米原市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の保育料等に関する条例による保育料の徴収猶予または保育料の減額もしくは免除に関する事務であって規則で定めるものの項を加える改正規定を除く。）は、平成29年5月30日から施行する。